



【インド】（公財）日印協会主催セミナー「長年の現地経験に基づくインドビジネスのやり方と法律の実務」において、久保達弘弁護士が講師を務めました。

平成 27 年 7 月 28 日、公益財団法人日印協会が主催するインドビジネス講演会「長年の現地経験に基づくインドビジネスのやり方と法律の実務」において、弊所久保達弘弁護士が第二部講師を務めました。

久保弁護士は、「日本人弁護士の見たインド法文化・法実務」をテーマに、まず、インドでビジネスを進める上で、インド側パートナーとの相互の長期的信頼性の構築が重要であるとの考えを紹介いたしました。信頼性構築の基礎は、異文化への理解や寛容性、そして敬意という点であることを説明しましたが、これらはインドに限らず、異文化間のコミュニケーション全てに通じるものといえます。



インドの法文化という観点からは、契約文化として、古風な英文表現を好むことや、書面・文書になった内容は重視する傾向であることを紹介し、また、交渉文化として、本質的に皆議論好きで話が長めであることや、強い自己主張やトップダウンの傾向が強いことを紹介しました。

さらに、インドが訴訟社会であり、訴訟への心理的ハードルが低いことや、いったん訴訟になると長期化の恐れがあることから、日本の裁判制度との違いに十分に留意して対応すべきことを解説しました。

インドの法実務に関しては、合併・単独進出などの進出方法にはじまり、日系企業の関心が特に強い、労働問題（労働法制、労務管理、労働組合等）や土地法の概要を解説いたしました。

松田綜合法律事務所では、今回のような外部セミナーや弊所主催セミナー、出版、執筆等を通じ、今後とも、インド法務について積極的に情報提供を行って参りたいと考えております。

